

# 地域安全ニュース

発行所：鹿屋・垂水地区防犯協会 TEL 44-0110 (内線273)

## 児童虐待防止について

### ○ 「こどもの日」について

5月5日は、「こどもの日」です。

古来、「端午の節句（たんごのせつく）」と呼んで、男の子のお祝いの日でした。

1948年に「5月5日」を「**こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する。**」お休みの日と定められてから、端午の節句を「こどもの日」と呼ぶようになり全ての子どものお祝いの日となりました。しかし、最近、子どもを大切にすることを放棄し、全国で児童虐待により子どもが死亡、又は、傷ついたりする事案が後を絶ちません。県内でも幼児に傷害を負わせた母親（保護者）が逮捕されています。



### ○ 児童虐待とは（児童虐待の防止等に関する法律第2条）

保護者が、監護する児童に対して行う次に掲げる行為をいう。

- ・児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。（**身体的虐待**）
- ・児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。（**性的虐待**）
- ・児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待、又は心理的虐待と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。（**怠慢又は拒否**）
- ・児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。（**心理的虐待**）

### ○ 虐待されていると思われる子どもの特徴

- ・子どもの泣き叫ぶ声が、頻繁に聞こえる。
- ・不自然な外傷（あざ、打撲、やけどなど）が見られる。
- ・平日など学校にいる時間帯に、公園や店などに一人でいる。
- ・極端に粗末、汚れたままの服、いつも同じ服を着ている。寒い日の冬でも薄着でいる。
- ・食事に異常な執着を示す。（いつも空腹な状態でいる。）
- ・夜遅くまで遊んでいる。又は、コンビニなどで本を読んでいる。（家に帰らない。）
- ・理由もなく、幼稚園、保育園や学校を休みがちである。
- ・不自然な傷痕、痣（あざ）、やけど痕などが見られる。など



### ○ 虐待をしていると思われる親（保護者）の特徴

- ・子どもを怒鳴りつける声が、頻繁に聞こえる。
  - ・小さい子どもを家に残したまま外出することが多い。
  - ・子どもの話題について、拒否的、無関心である。
  - ・子どものケガや欠席について、あいまいな説明をする。
  - ・子どものケガや、病気になっても医者に診せようとしない。
  - ・地域や親族などと交流がなく孤立している。など
- また、母（父）子家庭などにおいて、部屋にゴミが散乱しているなどの不衛生な環境が見られる場合、生活に困窮している、又は保護者が多忙などで子どもを放置している状況は、注意が必要です。



### ○ 虐待防止のための行動（周りの人が実行すること）

- ・「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通報） → 見て見ぬふりは、しない
- ・「しつけのつもり…」は言い訳 → 子どもの立場で判断
- ・ひとりで抱え込まない → あなたにできることから、すぐに実行
- ・親の立場より子どもの立場 → 子どもの命が最優先
- ・虐待は、あなたの周りでも起こります → 特別なことではない



### ○ 虐待と思ったら（迷わず）

いちはやく

**189番へ**

（全国共通電話番号）

※ 緊急の場合は、「110番」へ いずれも通報してください。

# うそ電話詐欺等に発展するおそれのある不審電話に要注意

今年2月、東京で強盗殺人事件が発生し、被害者宅に、事件発生前「お金いくらある？」などの資産状況を尋ねる不審電話の事例がありました。

このような不審電話で入手した情報を基に、うそ電話詐欺以外に強盗などの凶悪犯罪に発展する可能性もあることから、これらの対策を今一度考えてみましょう。

## 【鹿児島県内であった不審電話、手口の事例】

- 「警察官」を装った事例
  - ・ ●●署◇◇課の△△です。空き巣に気をつけてください。
  - ・ 近くに家族がいますか？
  - ・ 一人暮らしですか？（※居住状況を聞き出す。）
- 「親族・家族（息子・孫）」を装った事例
  - ・ 仕事でトラブルになって補償（弁償）しないといけない。
  - ・ 家にお金いくらある？（※自宅にある現金を確認している。）
- 「金融機関職員」などを装った事例
  - ・ あなたの口座が不正利用されている。
  - ・ 口座保護のため、預金残高・キャッシュカードの暗証番号などを教えて！
  - ・ 元号改元に伴いキャッシュカードを変える必要がある。
- 「防犯協会・消費生活センター・◇◇センター」などを装った事例
  - ・ あなたの個人情報が漏洩している。
  - ・ 無料で削除できる。削除しますか？
- 「電力会社・テレビ局（関連会社）」などを装った事例
  - ・ 電気料金が未払いである。  
・ アンケート調査をしている。（※調査目的で自宅保管金・資産状況を聞く。）

※ほかにも、類似した内容がありますので注意してください。



## 【不審電話に対する対策】

- 多数架かってくる電話の中から不審電話を見抜くことは困難です。
- 不審電話を受けないために
- 優良防犯電話（迷惑電話防止機能付電話機）への変更
  - 留守番電話に常時設定し、電話をかけてきた相手方を確認
  - 固定電話から携帯電話・スマートフォンへの変更
- ※ショートメールなどを悪用した架空請求詐欺のメールには注意が必要です。
- 固定電話の電話番号変更
- ※犯人は何らかの方法で入手した名簿を使って、固定電話番号を把握しているようです。電話番号を変えることで、だましの電話が架かってくることは減少すると思われます。



などの事前対策をして、被害に遭わないように注意しましょう。

もし、不審電話を受けた場合には、「住所」・「氏名」・「生年月日」・「年齢（年代）」・「資産（預貯金）情報」・「カード暗証番号」などの個人情報は回答しないようにしましょう。

また、すぐに鹿屋警察署（0994-44-0110）へ相談しましょう。

## 古物営業者の皆さんへ 重要なお知らせ

古物営業の許可を取得した皆さんのが古物営業を続けていくためには、2年を越えない範囲内における改正法の施行日の前日までに、主たる営業所等の届出をすることが必要です。

もし、主たる営業所等の届出を行わないと、現在所持している許可が失効し、改正法の施行日以降に営業すると無許可営業になります。

まだ手続きをされていない方は、至急手続きをしてください。

届出期間：平成30年10月24日から2年施行日の前日まで

※問い合わせ先：鹿児島県警察本部生活安全許可センター営業係（099-206-0110）

：鹿屋警察署生活安全課生活安全地域連携係（0994-44-0110）

